

明治三十七年二月五日

勅語

勅語別記

0016

勅語
明治三十七年二月五日下賜
外成通

成徳製

0018

秘
寫

5

朕ハ東洋ノ平和ヲ以テ朕カ衷心ノ
欣幸トスル所ナルカ故ニ清韓ノ兩國
ニ関スル特局ノ問題ニ付朕カ政府ヲ
シテ昨年来露國ト交渉セシメタリ
然ルニ露國政府ハ東洋ノ平和ヲ願
念スルノ誠意ナキコトヲ確認セシムル
ノ上ムヲ得サルニ達シタリ蓋シ清韓兩
國領土ノ保全ハ我日本ノ獨立自衛ト
密接ノ關係ヲ有ス茲ニ於テ朕ハ朕カ

毎

頁

0019

政府ニ命シテ露国ト交渉ヲ断テ我獨
立自衛ノ為メ自由ノ行動ヲ執ラシム
ルコトニ決定セリ
朕ハ卿等ノ忠誠勇武ニ信賴シ其目
的ヲ達シ以テ帝國ノ光榮ヲ全クセム
コトヲ期ス

0020

禮

家略先列

勅諭の秘考の改

と女報と相

0021

載也廿几排少

以少休之官此也

中進之有真

百有

口也

多之有少也

0022

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

江

目

0023

権



成徳堂

本勅語ハ何分ノ訓令アルマテハ部外ニ對シ
嚴密ヲ守奇シ又之ニ對スル勅答ハ本大臣
ヲ經由スル義ト心得ヘシ

二月五 海軍省

佐世保鎮守府

佐世保長官

聯合艦隊長官

佐世保鎮守府

升敷司令官

第三艦隊長官

木越海軍少将ハ聯合艦隊司令長官ヨリ傳ハシレ
度音陸軍大臣ノ請求アリ免責有右取斗スレバ其
勅答ハ海軍大臣ヲ經由スル様人臣ヲ傳スル

0024

別紙ノ如ク^{不取敢}昔以新版ニ于テ在リテ
 配布ス 有之

軍令部長

陸軍部長

海軍部長

軍務部長

人事部長

医務部長

経理部長

法律部長

一部

一部、外ニ所屬歴々^{一部}

一部、^{六部}

一部

一部

一部

一部

一部

0025

水師節考

一節

0026

勅語

朕ハ東洋ノ平和ヲ以テ朕カ衷
 心ノ欣幸トスル所ナルカ故ニ清
 韓ノ兩國ニ關スル時局ノ問題
 二付朕カ政府ヲシテ昨年来露
 國ト交渉セシメタリ然ルニ露國
 政府ハ東洋ノ平和ヲ顧念スルノ
 誠意ナキコトヲ確認セシムルノ止ム
 ヲ得サルニ達シタリ蓋シ清韓兩

0027

本對

以テ朕カ衷
ルカ故ニ清
時局ノ問題
昨年未露
然ルニ露國
顧念スルノ
セシムルノ止ム
血シ青
籙年西

0027

本勅語ハ部外ニ
對シ嚴密ヲ守
ル儀ト心得ヘシ

0028

國領土ノ保全ハ我日本ノ獨立自
衛ト密接ノ關係ヲ有ス茲ニ於テ
朕ハ朕カ政府ニ命ジテ露國ト交
渉ヲ斷テ我獨立自衛ノ為メニ
自由ノ行動ヲ執ラシムルコトニ決
定セリ
朕ハ卿等ノ忠誠勇武ニ信賴シ
其目的ヲ達シ以テ帝國ノ光榮
ヲ全クセムコトヲ期ス

0029

別紙ノ如ク石版出来存
御布又二月迄
徳宮ノ

横濱日全長友 井上ノ
善法日全長友 室山ノ
佐法日全長友 越中ノ
舞法日全長友 口ノ
佐法日全長友 角田ノ
馬ノ日全長友 尾ノ
加一龍隊日全長友 多ノ
日全長友 出ノ
日全長友 智ノ

0030

勅諭石版印刷所手紙

格致書局

井上

上野

長谷川

東京

上野

印刷所

東京

大塚

新築

東京

上野

印刷所

東京

大塚

馬場

東京

上野

印刷所

東京

大塚

東京

東京

東京

東京

東京

0032

五
三
二

上
村
の
の

己
己
己

三
三
の
の

五
三
二

上
村
の
の

己
己
己

三
三
の
の

五
三
二

上
村
の
の

大
正
十
三
年
の
文
書

大
正
十
三
年
の
文
書

0033

勅語

明治三十七年二月五日

朕ハ東洋ノ平和ヲ以テ朕カ衷心ノ
欣幸トスル所ナルカ故ニ清韓ノ兩國
ニ関スル時局ノ問題ニ付朕カ政府ヲ
シテ昨年來露國ト交渉セシメタリ
然ルニ露國政府ハ東洋ノ平和ヲ顧
念スルノ誠意ナキコトヲ確認セシムル
ノ止ムヲ得サルニ達シタリ蓋シ清韓兩
國領土ノ保全ハ我日本ノ獨立自衛ト
密接ノ關係ヲ有ス茲ニ於テ朕ハ朕カ

0034

密本

心ノ
西國
府ヲ
タリ
ヲ顧
ミル
韓兩

0034

本勅語ニ部外ニ對シ嚴
密ヲ守ル義ト心得一シ

0035

政府ニ命シテ露國ト交渉ヲ断テ我獨
立自衛ノ為メニ自由ノ行動ヲ執ラシム
ルコトニ決定セリ
朕ハ卿等ノ忠誠勇武ニ信賴シ其目
的ヲ達シ以テ帝國ノ光榮ヲ全クセム
コトヲ期ス

0036

東洋ノ平和ヲ維持スルノ目的ヲ以テ帝國政府、明治三十六年七月露國政府ニ對シ韓國及滿州ニ關スル協議ヲ開始シ爾來交渉ヲ重キクシ、然レニ露國ノ為ス所ヲ觀ルニ益々滿州ニ於テ其ノ軍備ヲ増大シ宛モ併呑的行動ヲ現實ニ進メテ韓國ノ境土ニ威壓ヲ加ヘ以テ



0039

帝國ノ利權ヲ危害セムトスルノ
 企圖掩フ可ラサルモアリ、顧ミ
 ニ帝國政府ハ開議以來終始
 平和的態度ヲ以テ彼レニ接シ
 其ノ協商ヲ遂ケムコトニ努メ恐
 耐以テ今日ニ至リシモ露國政府
 ハ曠日彌久徒ラニ覆牒ノ時期
 ヲ替延シ其ノ間已シテ利シ他
 陷レ去トスルノ事實瞭手トシテ

0040

夫^レ斯^ノ如^シ、乃^チ帝國^ハ其^ノ
 韓國^ニ於^{ケル}利益^ノ自^衛行^ト
 滿州^ニ於^{ケル}既^得權利^ノ擁^ト
 護^トヲ^シ全^クヲ^セ公^カ為^メ人^々ヤ
 斷^然自由^行動^ヲ取^ルノ^止
 ム^ヲ得^{サル}ニ^至レリ
 如上^ノ理由^ニ依^リ別^紙軍^令
 天^海令^第一^號ヲ^發セ^ラル
 右^傳達^ス

0041

明治三十七年二月

海軍大臣男爵山本權兵衛

聯合艦隊司令長官東郷平八郎殿
第三艦隊司令長官片岡七郎殿

0042

海軍

海軍大臣及軍令官
奉答文二紙
如左

（複製）

0045

権

謹テ奏ス

臣
権兵衛

天皇陛下ハ茲ニ時局ノ問題ニ関シ

帝國政府ヲシテ露國ト交渉ヲ

斷テ自由ノ行動ヲ執ラシメラル

ルニ當リ

優渥ナル

聖勅ヲ賜フ臣等感激ノ至ニ堪

ハス粉骨碎身以テ

要

宣

0046

敷青ニ報セムコトヲ期ス 臣 権兵衛
誠恐誠惶海軍ヲ代表シ謹
テ奉答ス

明治三十七年二月六日

海軍大臣男爵山本権兵衛

0047

臣 祐亨

謹テ奏ス

天皇陛下ハ今ヤ帝國軍ヲシテ自由ノ

行動ヲ執ラシメラルルニ當リ優渥ナル

聖勅ヲ賜フ臣等感激ノ至ニ堪ヘス

粉骨碎身以テ

獻旨ニ協ハシトテ期ス臣祐亨誠恐

誠惶謹テ奉答ス

明治三十七年二月六日

0048

海軍軍令部長子爵伊東祐吉

0049

海軍

榎本 三右衛門上系上 参内
 榎本 如平 奉答文 榎本 三右衛門
 二月八日

複製

0050

臣良馨

謹ヲ奏ス茲ニ時局ニ関シ露國トノ交
渉ヲ断テ帝國政府ヲシテ自由ノ行動
ヲ執ラシメラルルニ方リ優渥ナル
勅語ヲ賜フ臣等感激ノ至リニ堪ヘス恭
テ

獻旨ヲ奉體シ鞠躬盡瘁軍國ノ
事ニ從ヒ以テ

聖恩ニ報ヒ奉ケム所ヲ期ス臣良馨

臣

良馨

0051

誠恐誠懼謹言奉答

明治三十七年二月八日

横須賀鎮守府司令長官 野島 井上良馨

海軍

0052

臣 矢八

謹テ奏矢ス爰ニ帝國ノ獨自衛

ノ為メニ自由行動セシメラルルニ際

シ臣等ニ賜フニ優渥ナル

勅語ヲ以テセラルル臣等感激ノ至ニ堪

ヘス謹テ

聖旨ヲ奉體シ鞠躬盡瘁其目

的ヲ達シ以テ

天恩ニ酬ヒ奉テラムコトヲ期ス臣 矢八

要

宣

0053

誠恐誠惶謹_レ奉_レ答_レ云

明治三十七年二月八日

吳鎮守府司令長官紫山矢八

治
皇

0054

臣壯之丞

謹ヲ奏ス茲ニ現下ノ状執力ニ應ジ
帝國政ニ付ノ態度ヲ決定セシメ
ニ際シ御愛渥ナリ

聖勅ヲ下シ賜フ臣等感激ノ至ニ堪
ス恭テ

敷旨ヲ奉全體ニ粉骨碎身以テ
軍國軍事ニ任シ

皇恩萬分ニ報ヒ奉ルコトヲ

臣
實

0055

信法也言
 保金貯存也言
 木安已言
 加三貯存也言
 馬安已言

奉者多文ヲ了出サレ、別家ノ通也
 有ニテ尋常ノ上、海ノ大匠ヲ捧
 呈也也也

二月十日

三ノ電送ニテ

0057

清書

勅語ニ對スル奉答文左ノ諸官ヨリ
電信ヲ以テ差出ニ候ニ付筆寫
ノ上別紙ノ通牒口述ス

伏見御所ヨリ

保令御所ヨリ

竹敷御所ヨリ

卯三御所ヨリ

馬場御所ヨリ

右諸御所ヨリ

毎

頁

0058



謹言奉復

臣負規

時局ニ関シ優渥ナル

勅語ヲ賜ハリ臣等感激ノ至ニ堪ヘ

ス謹テ聖旨ヲ奉體シト死力ヲ

盡シテ軍國ノ事ニ從ヒ以テ

聖旨
天國
明治三十七年二月六日

佐世保鎮守府司令長官飯島員規

0060

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

11

0061

大臣

電傳

大臣宛

二月廿七日

佐藤七次

時局之變遷に倭國は勅使ヲ賜リ臣等感激
ノ至ニ堪ハズ謹テ躬以昔ヲ供奉ニ
死力ヲ盡シテ軍心一ヲ從ヒ以テ聖旨ニ
報セ奉ラシメテ期ス右ノ執事トスル
ハ

0062

電 報 送 達 紙

局 着		局 發					名 氏 所 居 人 信 受	
授受所	授受時分	授受時分	月 日	第 號	報 局	<p style="text-align: center;">三</p>		
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">ヌトヨムソヒルアミ</p>						定 額	名 氏 所 居 人 信 受	
						事 記		意 注 他人へ宛タル電報ノ配達ヲ受ケタルモノハ此由ヲ 將領ノ直ニ此レヲ配達セタル電信局所へ送戻ス べシ決テ其受取本人へ直送シ又ハ手渡シヌベカ アズ

(50 50 50)

0065

謹テ表スル茲ニ

臣 平八郎

御書 渥ナル

勅語ヲ下シ賜リ 臣等感激シ堪ハ

ス 臣ハ麾下ノ将率ト共ニ本日

左世保軍港ヲ發シ

聖旨ヲ奉體シ犬馬ノ勞カラ盡シ

以テ

聖恩ノ萬分ニ報ヒ奉ラムコトヲ

期ス出師ニ臨ミ誠懼誠惶謹テ

臣平八郎

奉答

毎

0066

明治三十七年二月六日

聯合艦隊司令長官東郷平八郎

0067



あつた也

聯合に及ぶ事

存心は拙者アリタシ

河原渡ケル勅書ヲ下し賜り臣若成敷

托ハス臣ハシ收志ト共ニ本日修世御事

老ヲ考ヘシ醒者シヤ事ト申シ大言ノウカヲ令シ

以テ聖恩ノ美考一ニ報報ト尋ナラムコ

トシ期ス出河之流ニ誠ニ懼レ汗ヲ惶

涕ヲ垂ル

明治三十七年二月廿日

紙 達 送 報 電

局 着		局 發			名 氏 所 居 人 信 受	
接 受 所 信	信 受 午	付 受 午	第	報	カイ モト カイ モト 至急	
7	九時	八時	八	廿七		
	分	分	號	局	至急	
	分	分	日	報		
エ タ リ チ カ ハ レ チ ニ ヒ キ テ イ キ				定 指	名 氏 所 居 人 信 發	
カ ナ ヅ ル ヒ エ オ ハ ス テ ラ				至急		
ナ ロ ミ テ ロ ハ ス テ ラ				配 記	他 人 へ 宛 タ ル 電 報 ノ 配 達 ヲ 受 ケ タ ル モ ハ 此 由 ヲ 符 號 シ 直 ニ 此 レ ヲ 配 達 シ タ ル 電 信 局 所 へ 返 戻 ス ベ シ 決 シ テ 其 受 取 本 人 へ 直 送 シ 又 ハ 手 渡 シ ス ベ シ ラ ズ	
ミ ム ナ カ フ エ						
レ テ ラ マ リ テ ラ						

(納 附 票)

0069

臣 秀松

謹●テ 泰●清●韓●兩國ノ領土保全
ニ関スル 露●國トノ交渉ヲ断テ自由
行動ヲ執ラシムラルルニ際シ 臣等ニ
賜フニ 優渥ナル
勅語ヲ以テセラル 臣等感激ノ至ニ堪

煙ハ 粉骨碎身以テ

陛下 聖訓ニ 割ハムコトヲ 期ス 臣 秀松 謹言

明治三十七年二月六日

0072

竹敷要港部司令官角田秀吉

海

軍

0073

勅語奉答文

臣 秀松

謹ミテ奏ス

清韓兩國ノ領土保全ニ関スル露國トノ交渉ヲ

断チ自由行動ヲ執ラシメラルルニ際シ臣等ニ賜

優渥ナル

勅語ヲ以テセシム臣等感激ノ至ニ堪ズ粉骨碎身

以テ

陛下ノ望ニ副ハント期ス

右御執奏ヲ乞

牛敷要港部司令官 自由秀松



0074



電 報 送 達 紙

局 着		局 發		名 氏 所 居 人 借 受	
受取所	送附先	料 金	日 時	報 局 號	電 報 局 名
〆	東京 〆	五分	二月 〆	第七九	親展
ノ 4 タ ヒ ホ ュ ュ フ ヒ		ベ シ イ ア ニ イ ヒ イ モ		テ ラ ホ マ イ ナ ツ イ	
ハ ツ モ ウ ズ ハ ム ソ ヒ		ス イ		親展 重要	
ウ ニ ム ニ		注 意		名 氏 所 居 人 借 受	
事 記		他 人 へ 宛 タ ル 電 報 ノ 配 達 ヲ 受 ク マ ル モ ノ ハ 由 山 ヲ 管 轄 シ 直 接 ニ 此 レ ヲ 配 達 シ マ ル 電 信 局 所 へ 返 展 ス		ハ ヲ 決 ヲ シ 其 受 取 人 へ 直 接 シ 受 ハ 手 續 ヲ ス ベ カ	
		ラ ス		九	

(送 附 紙)



0075

37

電 報 送 達 紙

局 着		局 發				名 氏 所 居 人 信 受	
授受所	授受午時分	授受午時分	第	報	局	報	名 氏 所 居 人 信 受
	時	時	月	日	號	報	
							<p>他人へ宛タル電報ノ配達ヲ受ケタルモノハ此由ヲ符號ニ直チニ此レヲ配達シタル電信局所へ返展スベシ決シテ其受取本人へ直送シ又ハ手送シスベカラズ</p>
							<p>定 指</p> <p>ノ イ ナ リ コ コ ト ム ソ ム</p> <p>ラ セ エ ヲ カ ノ タ リ レ セ</p> <p>モ ガ セ 又 カ ニ イ ヲ ク ケ</p> <p>ク ス ラ キ セ フ ケ ト ロ</p> <p>コ ミ セ 7 イ ラ 文 ヨ コ 4</p> <p>イ セ 4 ロ セ コ マ セ 7 イ</p> <p>タ ト バ 7 ラ イ ハ シ 7 イ</p>
							<p>注 意</p> <p>名 氏 所 居 人 信 受</p>

(局 局)

0076

電 報 送 達 紙

局 着		局 發				名 氏 所 居 人 信 受	
授 受 所 館	授 受 午 時 分	授 受 午 時 分	第 報 局	月 日	報 局		
						エ	
イ子トレヨカエヒノイ					定 損		
フイマヘエイア					第 記		
ノ4夕也ヲイモセ							
ス又十ア							
ニイヨ夕ソカニイウエ							
人エイアソイ子トヘ							
ルイカニ							

注 意

他人へ宛タル電報ノ配達ヲ受ケタルモノハ此山ヲ符號シ直チニ此レヲ配屬シタル電信局所へ返戻スベシ決シテ其受取本人へ直送シ又ハ手標ニスベカ

0077

電 報 送 紙

局 着		局 發			名 氏 所 居 人 信 受					
受 信 所	受 午 時 分	付 午 時 分	月 日	第 報 局 號	<p style="text-align: center; font-size: 2em;">R</p>					
定 捐					<table border="1"> <tr> <td>注 意</td> <td>名 氏 所 居 人 信 發</td> </tr> <tr> <td> 他人へ宛タル電報ノ配達ヲ受ケルモノハ此由サ 臂鏡ヲ取ナニ此レヲ配達シタル電信局所へ戻ル べシ決テ其受取本人へ直達シ又ハ手取ニスベカ ナス </td> <td></td> </tr> </table>		注 意	名 氏 所 居 人 信 發	他人へ宛タル電報ノ配達ヲ受ケルモノハ此由サ 臂鏡ヲ取ナニ此レヲ配達シタル電信局所へ戻ル べシ決テ其受取本人へ直達シ又ハ手取ニスベカ ナス	
注 意	名 氏 所 居 人 信 發									
他人へ宛タル電報ノ配達ヲ受ケルモノハ此由サ 臂鏡ヲ取ナニ此レヲ配達シタル電信局所へ戻ル べシ決テ其受取本人へ直達シ又ハ手取ニスベカ ナス										
記 録										
ナイメダニイ、ミタスゴ スワウフモイモセモ イ セハコヒノイデノカ ニイヨソクハホコ ルソキケクスイ ウミモヒヨクモム										

(64 8 編)

0078

電 報 送 達 紙

局 着		局			機		名 氏 所 居 人 信 受	
授 受 所	授 受 時 分	授 受 時 分	月 日	第 號	報 局	報 局	<p style="text-align: center;">五</p>	
<p style="text-align: center;">イ 久 ヨ ソ ナ イ タ ヒ ツ ロ イ ヲ タ イ ヒ ナ ツ イ キ モ ノ ヒ ヲ コ ナ ヲ ノ イ ツ</p>					定 額		名 氏 所 居 人 信 受	
					額		注 意	
					<p>他人へ宛タル電報ノ配達ヲ受ケタルモノハ此府ヲ 尊厳シ直チニ此レヲ配達シタル電信局所へ返戻ス ベシ決シテ其受取本人へ直達シ更ハ手紙ヲスベカ ラズ</p>			

(30 25 25)

0079

清平素久後子

臣七郎

東洋目下ノ形勢ニ関シ優渥ナル

聖詔ヲ賜フ臣等感激ノ至ニ堪ハス

粉骨碎身誓テ

聖上日ニ誓ハ奉ラムコトヲ期ス謹テ奏ス

ス

臣七郎 誠惶

明治三十七年二月七日

陸軍隊司令長官片岡七郎

母

宣

0080

